

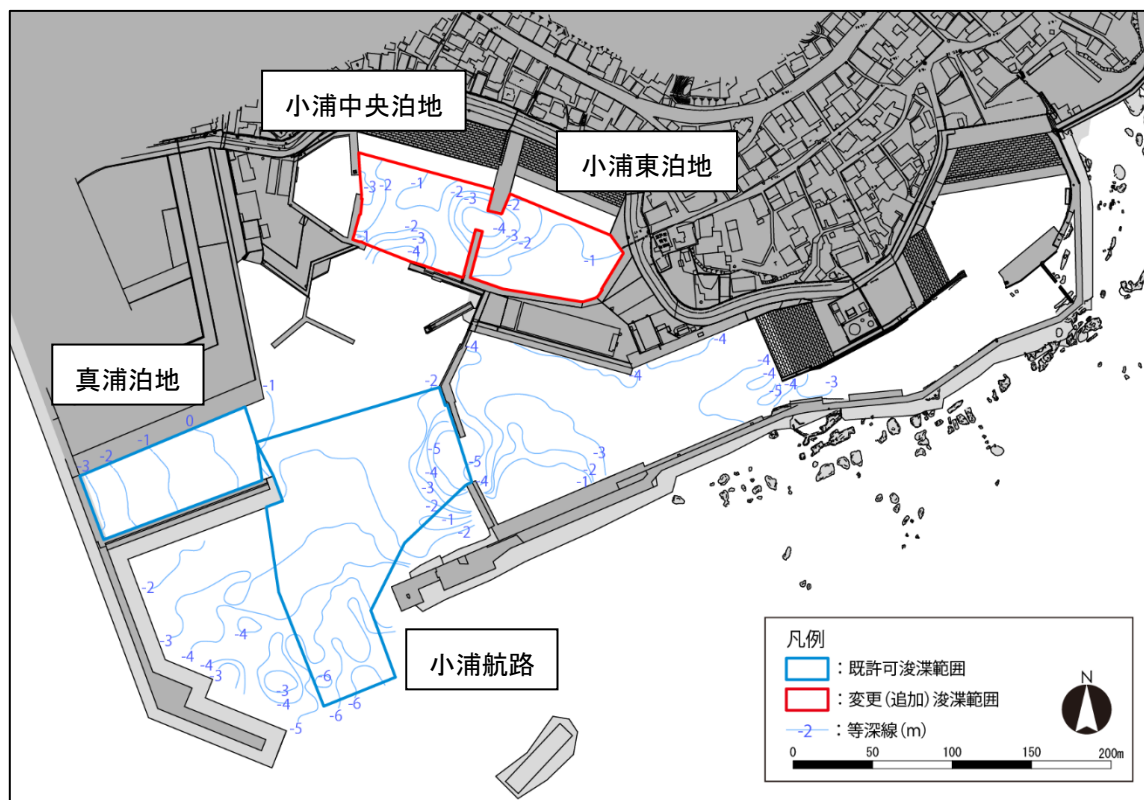
別紙-2 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類の変更の内容

変更許可申請にあたり、廃棄物の種類を図 2-1 のとおり変更する（浚渫区域の追加）。



備考）小浦東泊地において、ダイオキシン類（含有）が基準値を超過した区域（2.5m×2.5m）については、浚渫範囲から除く。詳細は「添付書類-2、1.2章、(4)その他の有害物質等」参照。

図 2-1 (1) 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫範囲



備考)

1. 港内の数値は、現況（R5年測量実施）の等深線（水深：m）を示す。
 2. 小浦東泊地において、ダイオキシン類（含有）が基準値を超過した区域（2.5m×2.5m）については、浚渫範囲から除く。詳細は「添付書類-2、1.2章、(4)その他の有害物質等」参照。
- 下図出典）「基盤地図情報」（国土地理院、<https://www.gsi.go.jp/kiban/>）

図 2-1 (2) 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫範囲